

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について



みんなで止めよう温暖化

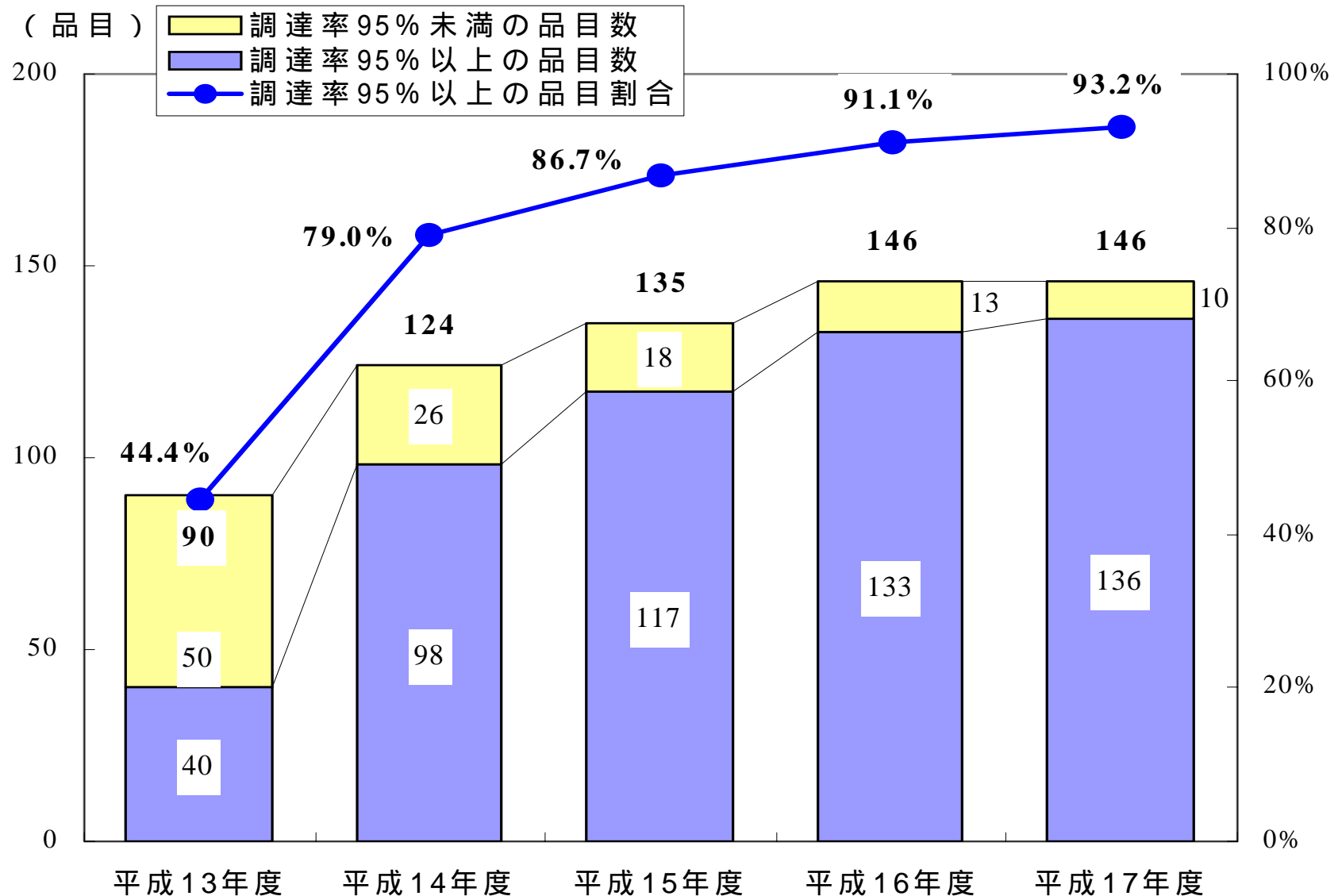
チーム・マイナス6%

平成19年3月

環境省総合環境政策局環境経済課

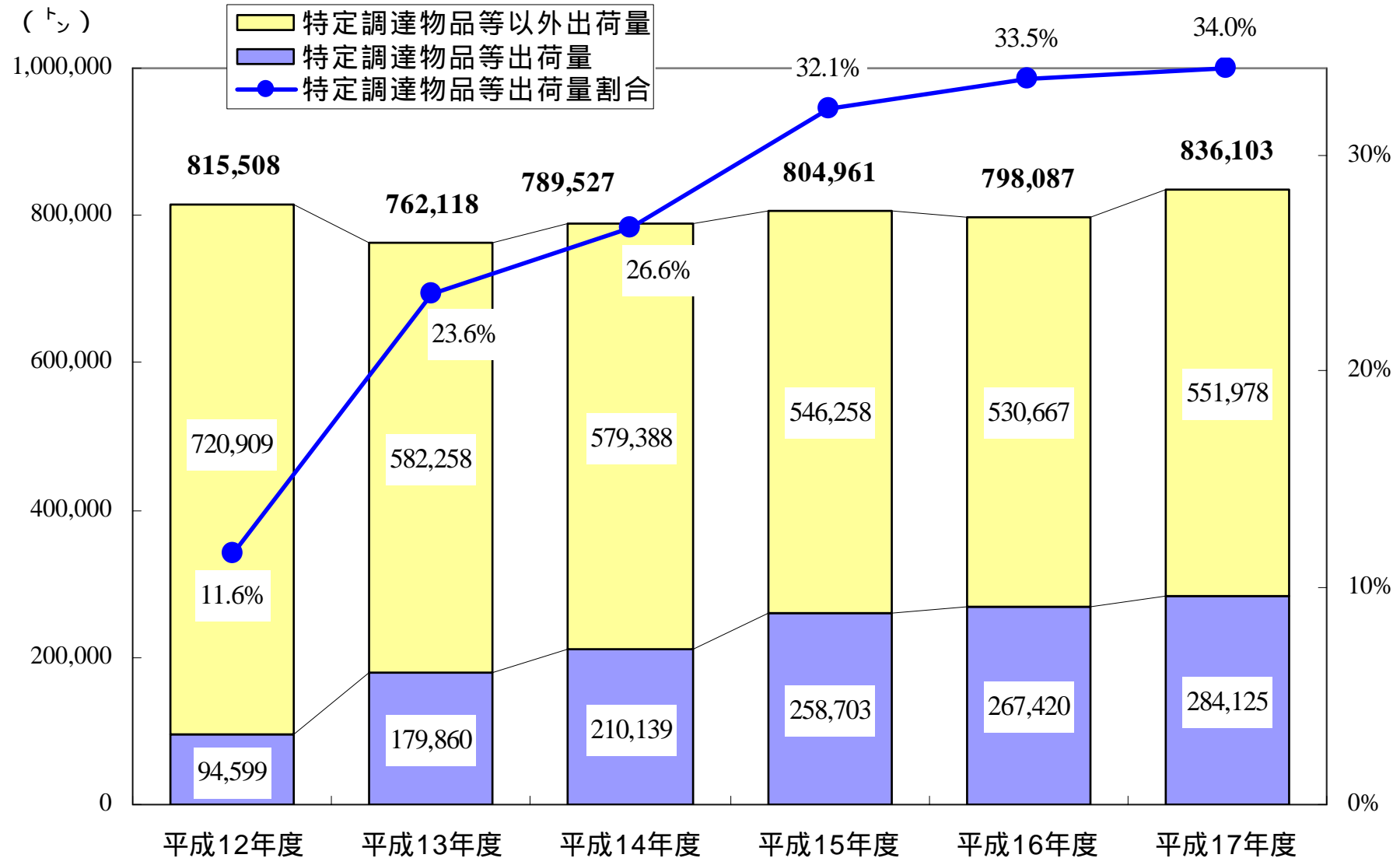


国等の調達実績の推移





コピー用紙の国内出荷実績推移





本日の説明の内容

1. 特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要
2. 分野別・品目別の変更箇所について



1 . 特定調達品目及び 判断の基準等の見直し概要



特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要

文具類

- プラスチック製文具 8 品目及び紙製文具 4 品目について判断の基準の見直し

オフィス家具等（機器類）

- 分野名を「オフィス家具等」に変更
- 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る判断の基準の設定

OA機器

- 電子計算機、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ及びインクカートリッジの 4 品目を追加（電子計算機は再追加）
- コピー機等、ディスプレイに係る判断の基準等の見直し
- プリンタ等、FAX、スキャナ等に係る判断の基準の見直し
- 磁気ディスク装置に係る判断の基準等の見直し
- 記録用メディアの判断の基準等の見直し など



特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要

家電製品

- **テレビジョン受信機**を品目として再追加
- 電気冷蔵庫等の判断の基準の見直し
- テレビ、冷蔵庫の判断の基準へ省エネ法の多段階評価制度の考え方を導入

エアコンディショナー等

- エアコンディショナーの判断の基準の見直し
- 石油ストーブの基準が設定されていなかった区分の基準設定
- エアコンの判断の基準へ省エネ法の多段階評価制度の考え方を導入

温水器等

- ガス温水機器、石油温水機器について基準が設定されていなかった区分の基準設定
- ガス調理機器のグリル部について判断の基準を追記



特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要

照明

- 電球形状のランプのうちLEDランプの判断の基準の見直し

インテリア・寝装寝具

- 布製ブラインドを品目として追加
- ふとんの判断の基準の見直し

設備

- 節水機器（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ）を品目として追加



特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要

公共工事

- フローリングを品目として追加
- 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び陶磁器質タイルの判断の基準の見直し
- 吸収冷温水機及び氷蓄熱式空調機器の判断の基準の見直し
- 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法の判断の基準の見直し（数値基準の設定）
- 再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）を品目から除外
- 路上表層再生工法を品目から除外

役務

- 輸配送及び庁舎等において営業を行う小売業務を品目として追加
- 常駐管理形態の庁舎管理について判断の基準を見直し
- 印刷の判断の基準を見直し



2 . 分野別・品目別の変更箇所 について



判断の基準と配慮事項

「判断の基準」

本基準を満たすものがグリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象

「配慮事項」

特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項



文具類

プラスチック製文具 8 品目及び紙製文具 4 品目について判断の基準の見直し など

- 主要材料重量比から製品全体重量比に変更
- 再生プラ40%以上使用 70%以上（ポストコンシューマ材料の場合60%以上）【朱肉、連射式クリップ、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、メディアケース、絵筆、ごみ箱、リサイクルボックスの8品目】
- 古紙パルプ配合率50%以上 70%以上【つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙の4品目】
- ◇ ダストブロワーの配慮事項に「HFCが使用されていないこと」を追加
 - 平成19年度における1年間の経過措置（備考11）
 - 平成20年度に判断の基準の見直しの検討を行う18品目を具体的に記載（備考12）



文具類の判断の基準等の見直し品目

プラスチック製文具



朱肉



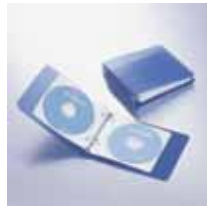
連射式クリップ



修正テープ



ブックスタンド



メディアケース



絵筆



ゴミ箱



リサイクルボックス

再生プラ
40% 70%

紙製文具



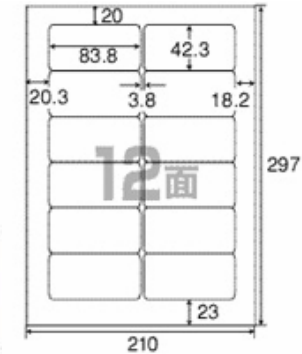
つづりひも



付箋紙



インデックス



タックラベル

古紙パルプ
50% 70%

その他

ノンフロン
(配慮事項)



ダストブLOWER



オフィス家具等（機器類）

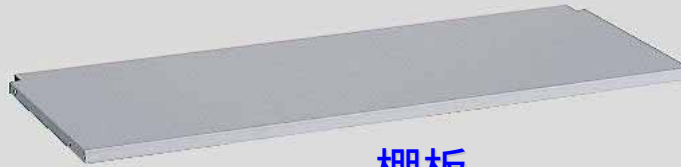
軽量化等の観点から「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る判断の基準の設定 など

- 棚板の**機能重量**（棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg)）が0.1を上回らないこと（表1）
- リデュース及びリサイクルに係る**環境配慮設計**がなされていること（表2）
 - 大部分の材料が金属類（備考2）
 - 金属類が製品全体重量の95%以上
 - 平成19年度において「単一素材分解可能率」に係る判断の基準を設定（備考3）
 - 平成19年度における1年間の経過措置（備考6）



オフィス家具等（機器類）

大部分の材料が金属類の棚、収納用什器



棚板

収納用什器



棚



コピー機等

リユースに配慮した又は特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等を判断の基準に追加 など

- リユースに配慮したコピー機等であること
- 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること
- 国際エネルギースタープログラムの改定（平成19年4月）への対応
 - リユースに配慮したコピー機等の新国際エネルギースタープログラムへの対応については市場動向を勘案し今後検討を実施（備考10）
 - 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等の新国際エネルギースタープログラムへの対応については平成19年度1年間の経過措置（備考9）



コピー機等

調達に当たっての留意点について

- 調達者が特定調達物品等以外の環境側面に関する入札等の要件を示す場合にあっては、「リユースに配慮したコピー機等」及び「特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等」を併記すること（備考7）
- トナー容器単体で構成される消耗品を有するコピー機の調達に当たっては、「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合には、特定調達物品等と同等の扱いとする（備考8）



電子計算機

判断の基準について

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づくトップランナー基準を上回らないこと
- 特定の化学物質は含有率基準値を超えないこと等
- 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること
 - 内蔵モデム、無線LAN、FDD、CD/DVD、MO等（備考4）（FDDは平成19年度1年間の経過措置）
調達時に選択又は外部接続可能であること
 - USBインターフェイスを複数備えていること（備考4）
 - 赤外線ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等（備考4）
装備されていないことが望ましい



電子計算機

配慮事項について（主な項目を抜粋）

- ◇ 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと
 - 緊急時においてシャットダウン可能な時間（備考5）
- ◇ 再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの使用
 - 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷について定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等が当該効果を確認（備考7）
 - 植物を原料とするプラスチック使用に当たって担保されるべき事項（備考8）
- ◇ 再生マグネシウム合金の使用
- ◇ マニュアル、リカバリCD等の付属品の削減



電子計算機

調達に当たっての留意点について

- 物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること（備考9ア）
- 使用目的・業務内容を勘案し、必要な機器・機能のみを調達に当たっての要件とすること（備考9イ）
- マニュアルやリカバリCD等の付属品については、必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること（備考9ウ）



プリンタ等

国際エネルギースタープログラムの改定に伴う判断の基準、使用される用紙の基準 など

- 国際エネルギースタープログラムの改定（平成19年4月）への対応
- 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は当該品目の判断の基準に対応していること
 - トナー容器単体で構成される消耗品を有するプリンタ等にあっては、「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合には、特定調達物品等と同等の扱いとする（備考3）
 - 新国際エネルギースタープログラムへの対応については平成19年度1年間の経過措置（備考4）



ファクシミリ、スキャナ

国際エネルギースタープログラムの改定に伴う判断の基準の見直し

- 国際エネルギースタープログラムの改定（平成19年4月）への対応
 - 平成19年度における1年間の経過措置（備考2）

磁気ディスク装置

省エネ法のトップランナー基準の改定に伴う判断の基準の見直し

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づくトップランナー基準を上回らないこと



電子式卓上計算機

特定調達品目として追加。使用電力が太陽電池からの供給、再生プラスチックの使用

- 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること
- 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること
 - 通常の行政の事務の用に供するものが対象（備考1）



トナーカートリッジ

トナーカートリッジの対象範囲

- 新たに購入する補充用製品（本体機器購入時に装着又は付属しているものは含まない）（備考1）
- 「トナーカートリッジ」とは電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のための「新品」又は「再生」トナーカートリッジ（備考2）
 - 「新品トナーカートリッジ」は、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたもの
 - 「再生トナーカートリッジ」は、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであることを表記したもの



トナーカートリッジ

トナーカートリッジの対象範囲



対象

対象外



トナー容器単体



トナー容器単体



感光体単体



インクカートリッジ

インクカートリッジの対象範囲

- 新たに購入する補充用製品（本体機器購入時に装着又は付属しているものは含まない）（備考1）
- 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品」又は「再生」インクカートリッジ（備考3）
 - 「新品インクカートリッジ」は、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたもの
 - 「再生インクカートリッジ」は、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであることを表記したもの



インクカートリッジ

インクカートリッジの対象範囲



新品インクカートリッジ



再生インクカートリッジ



カートリッジ等

判断の基準について（トナー・インク共通）

- **使用済製品の回収システムがあること**
 - 事業者が自主的に使用済製品の回収（委託、複数事業者共同含む）ルートを構築していること（備考7ア）
 - 製品名、事業者名等を記載していること（備考7イ）
 - 使用済製品の回収に関する具体的な情報提供がなされていること（備考7ウ）
- **回収部品の再資源化率が製品全体重量（トナー、インクを除く）の95%以上であること**
- **回収部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理システムがあること**
 - 再使用又は再生利用できない部分については使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していること（備考8）



カートリッジ等

判断の基準について（トナー・インク共通）

- トナー、インクの化学安全性が確認されていること
以下の物質が意図的に添加されていないこと（備考9ア）
 - Cd,Pb,Hg,Cr⁶⁺及びその化合物（ ）
 - EU理事会指令67/548/ECC付属書 によるR番号の表示義務物質の一部、同付属書 及び1999/45/ECによる危険シンボルの表示必要性のある物質（ ）
 - 1つ以上のアゾ基が分解され特定の芳香族アミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料・顔料）（ ）
Ames試験において陰性であること（備考9イ）
MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること（備考9ウ）
- 古紙パルプ配合率100%（トナー）又は70%（インク）の再生紙に対応可能であること



トナーカートリッジ

判断の基準について（個別）

- マテリアルリサイクルシステムがあること
- 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率（トナーを除く）が製品全体重量の50%以上であること
- 感光体はCd,Pb,Hg,Se及びその化合物を処方構成成分として含まないこと



カートリッジ等

調達に当たっての留意点について

- **品質保証がなされていること（備考10ア）**
 - 自社規格による十分な品質管理
 - 使用した製品に起因する品質不良の発生時の保証（代替品手配、本体機器修理等）
 - 機器本体の破損故障等の品質に係る問題発生時の記録
- **使用目的・用途等を踏まえたインクカートリッジの選択（備考10イ）**
 - 高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジの選択が必要
 - 新品インクカートリッジと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一ではないことから発色が異なることに留意し、適切な選択が必要



電気冷蔵庫等

判断の基準に省エネ法の多段階評価制度の考え方の導入、特定の化学物質の含有情報の確認

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づくトップランナー基準（多段階評価基準）を上回らないこと
- 冷媒・断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと
- 冷媒・断熱材発泡剤にHFCが使用されていないこと
- 特定の化学物質の含有情報がWeb、ラベル等で容易に確認できること
- ◇ 冷媒・断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること（配慮事項）
 - 物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を当該物品を廃棄するまで管理・保管すること（備考4）



テレビジョン受信機

判断の基準に省エネ法の多段階評価制度の考え方の導入、特定の化学物質の含有情報の確認

- エネルギー消費効率が生エネ法に基づくトップランナー基準（多段階評価基準）を上回らないこと
【ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ】
- 特定の化学物質の含有情報がWeb、ラベル等で容易に確認できること
 - 物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を当該物品を廃棄するまで管理・保管すること（備考4）
 - 平成23年7月の地上デジタル放送移行への対応（使用期間等に留意した調達）（備考5）



エアコンディショナー

判断の基準に省エネ法の多段階評価制度の考え方の導入、特定の化学物質の含有情報の確認

- エネルギー消費効率が生エネ法に基づくトップランナー基準（多段階評価基準）を上回らないこと
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと
- 特定の化学物質の含有情報がWeb、ラベル等で容易に確認できること
 - 物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を当該物品を廃棄するまで管理・保管すること（備考4）
 - 空冷式熱交換器への噴霧または散水による省エネ補助装置について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、特定調達品目への追加を検討（備考5）



ストーブ、ガス温水機器、石油温水機器

判断の基準が設定されていなかった区分のエネルギー消費効率に係る基準値を設定

- ストーブ（密閉式自然対流式）
- ガス温水機器（ガスふろがまの給湯付自然通気式自然循環式屋外式、給湯付のもの以外のガス暖房機器）
- 石油温水機器（暖房用瞬間形半密閉式）

ガス調理機器

判断の基準が設定されていなかったグリル部のエネルギー消費効率に係る基準値を設定

- グリル部の判断の基準を設定



電球形状のランプ

市場動向を勘案した判断の基準の見直し

- LEDランプの定格寿命を3万時間 2万時間に変更
 - 電球形状のランプについて、人感センサー、調光回路、非常用照明（直流電源回路）等を適用除外（備考4）



布製ブラインド

特定調達品目として追加。再生PET樹脂の使用

- 布生地に使用される再生PET樹脂から得られるポリエステルが布生地全体重量比10%以上使用



ロールスクリーン



バーチカルブラインド



ふとん

判断の基準に再使用した詰物の使用（打ち直し）を追加

- 使用済ふとん詰物を適正な洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること
 - 「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等の布団に充填されるもの（備考3）



節水機器

特定調達品目として追加（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ）。吐水流量等の判断の基準を設定

- 電気を使用しないこと（共通基準）
- 節水コマ、定流量弁、泡沫キャップごとに吐水流量に係る基準を設定
 - 節水コマは呼び径13mmの水用単水栓が対象（備考2）



節水コマ



定流量弁



泡沫キャップ



フローリング（公共工事）

特定調達品目として追加。木質に係る判断の基準の設定

- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の使用、それ以外を原料として使用する場合は合法性の確認がされた木材
- 居室内装材のホルムアルデヒドの放散量（平均0.3mg/㎡、最大0.4mg/㎡）

特定調達品目からの除外品目（公共工事）

再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）

路上表層再生工法



舗装用ブロック（焼成）、陶磁器質タイル

再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び陶磁器質タイルの判断の基準の見直し

- 再生材の原料から建材廃材の「汚泥を除く」を削除

吸収冷温水機、氷蓄熱式空調機器

判断の基準（冷房の成績係数）の見直し

- 吸収冷温水器の冷房成績係数
 - 冷房能力186kW未満：成績係数1.05 1.10
 - 冷房能力186kW以上：成績係数1.05 1.15
- 氷蓄熱式空調機器の冷房成績係数
 - 氷蓄熱ユニット：成績係数2.15 2.20
 - 氷蓄熱パッケージエアコン：成績係数2.15 3.00



伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法

伐採材及び建設発生土の使用量の数値基準の設定

- 伐採材及び建設発生土の使用量が生育基盤材料の容積比70%以上（現地で添加する水を除く）

変圧器、排出ガス対策型建設機械、路上再生路盤工法

備考への追記・見直し など

- 変圧器についてはJIS規格等の変更に伴う見直し
- 排出ガス対策型建設機械については「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく規制を反映
- 路上再生路盤工法についてはアスファルト混合物の層の厚さ10cm以下の道路において使用する旨記載



印刷（役務）

可能な限り古紙再生阻害要因の排除、環境負荷低減の観点から判断の基準等の見直し

- 印刷物の目的から冊子形状のものの表紙にやむを得ず判断の基準に掲げられた禁忌品を使用する場合は使用部位、廃棄方法を記載すること
再生紙のグレードを下げないよう阻害要因を排除
- ✧ 古紙再生阻害要因となる「色紙」の使用抑制を配慮事項に追加
- ✧ 校正のデジタル化を推進し、環境負荷低減を図る観点からDDCPの採用を配慮事項に追加
- ✧ 揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制について配慮事項に追加



庁舎管理（役務）

常駐管理による庁舎管理について主として省エネルギー対策の観点から判断の基準等の見直し

- 省エネルギー対策として**別表を参考**に施設に応じた具体的な措置・対策を選定し、管理基準を設定
 - 温湿度の適切な設定及び管理
 - 照明効率を維持するための措置
 - 空調、熱源設備のエネルギー効率維持のための措置
- 施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれない（備考4）
- エネルギー使用量、水使用量、廃棄物排出量の把握
 - 施設管理者へ毎月報告
 - 前月比、前年同月比で著しく増加した場合の対策提案
- ◇ 改正省エネ法の判断基準を踏まえたエネルギー使用の合理化及び管理・評価ツールの活用等（配慮事項）



輸配送（役務）

国内向けの信書、宅配便、小包郵便物及びメール便の輸配送を追加。判断の基準について

- エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の定期的な把握
- エコドライブを推進するための措置
 - エコドライブ普及連絡会作成の「エコドライブ10の進め」（備考2）
 - エコドライブの運転者への周知（備考3ア）
 - エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成、推進体制の整備（備考3イ）
 - エコドライブに係る教育・研修等の実施（備考3ウ）



輸配送（役務）

判断の基準について（つづき）

- エネルギー効率を維持するため車両の点検・整備の実施
 - 道路運送車両法等に規定された事項の遵守に加え、**別表に示した点検・整備項目**に係る自主的な管理基準の設定・実施（備考4）
- モーダルシフトの実施
- 輸配送効率の向上のための措置
 - 事前のエネルギー使用に関する効率的な輸配送経路の選択及び運転者への周知（備考6ア）
 - 状況に応じた適切な輸配送経路を選択可能（備考6イ）
 - 輸配送量、地域等に応じた適正車種の選択（備考6ウ）
 - 輸配送先、輸配送量に応じた拠点経由方式・直送方式の使い分け、全体としての輸配送距離短縮（備考6エ）



輸配送（役務）

判断の基準（つづき）及び配慮事項

- 判断の基準となる措置・取組等について、ウェブや環境報告書等での公表又は第三者による客観的な審査の実施
- ◇ 改正省エネ法の判断基準を踏まえた取組推進
- ◇ 低燃費・低公害車の導入推進
- ◇ 積載率の向上
- ◇ 共同輸配送の実施
- ◇ 包装用品の再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減への配慮
- ◇ 事業所、集配拠点等における省エネルギー対策
- ◇ 委託先事業者への環境負荷低減に向けた取組要請



小売業務（役務）

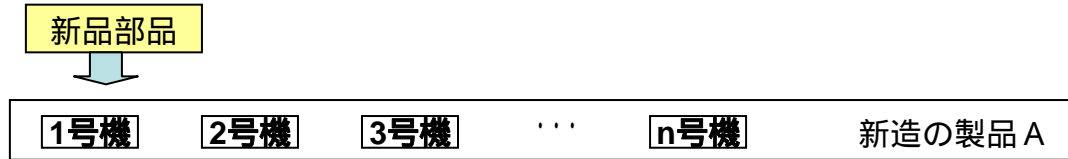
庁舎等において営業を行う小売業務を特定調達品目として追加

- **容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の実施**
 - 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自取組**
 - 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用、商品に応じた適正寸法の容器包装の使用、その他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置（備考1）
 - 消費者の容器包装廃棄物排出を抑制するための独自取組**
 - 容器包装の有償提供、繰り返し使用が可能な買物袋等の提供、容器包装の使用意思の確認、その他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置（備考2）
- ◇ **取り扱う商品の容器包装の使用量の削減（配慮事項）**



再生型機と部品リユース型機

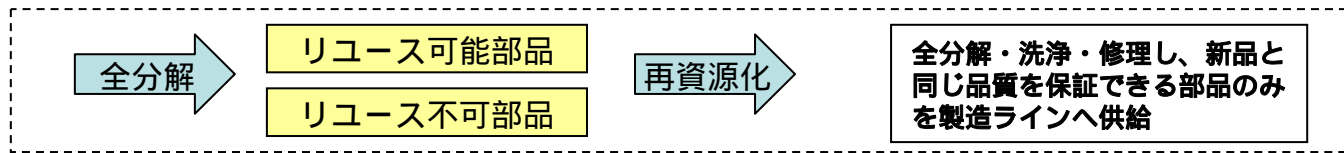
部品リユース型機



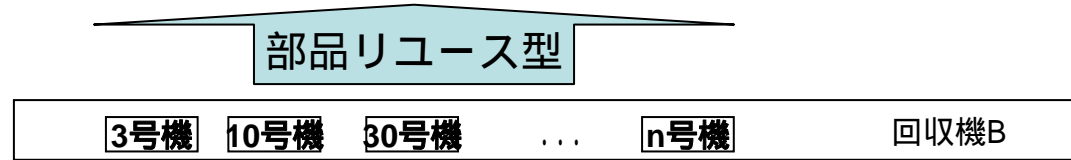
部品リユース型機



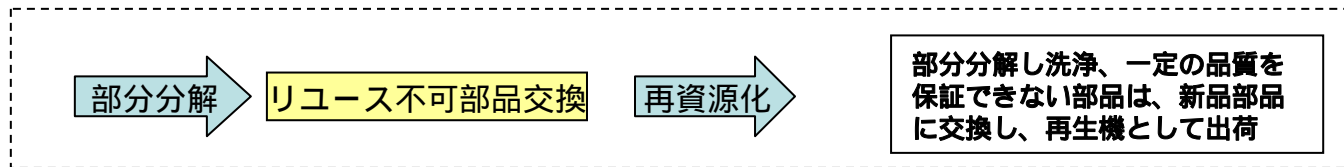
リユース部品は全ての号機に入らない場合がある



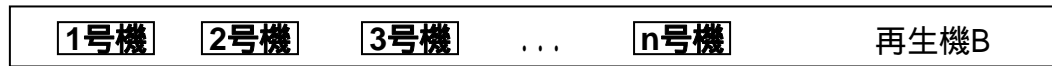
使用済製品



再生型



再生型機

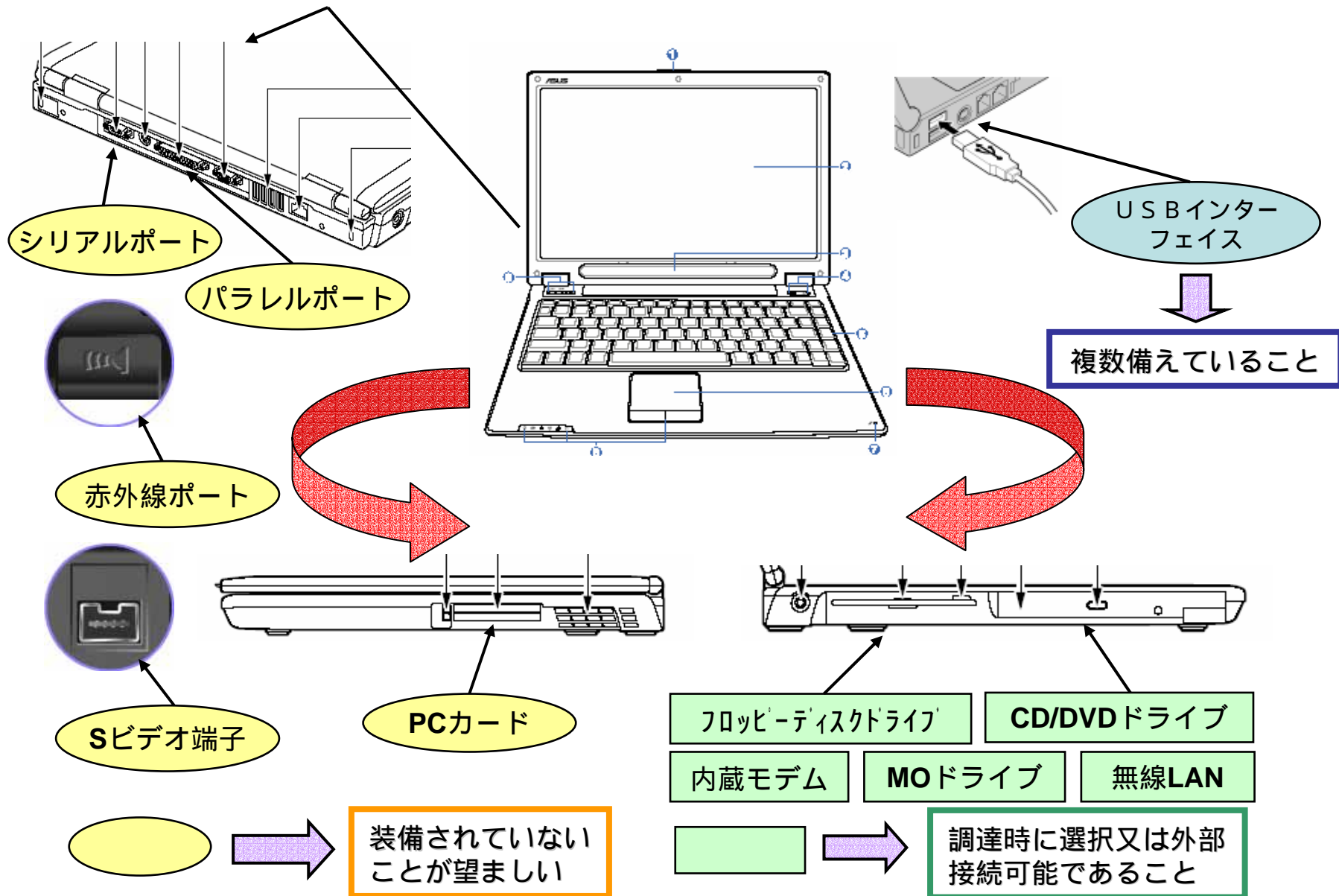


再生型の全ての号機にリユース部品が入る

再生型機



ノートパソコンの搭載機器の簡素化





省エネ法に基づく多段階評価制度について

統一省エネラベルと多段階評価制度



【統一省エネラベル】左図は冷蔵庫の例
全体の中での省エネ性能の位置づけを表示（エアコン、冷蔵庫、テレビに表示）

【多段階評価制度】

省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示し、市場における製品の性能の高い順に5つ星から1つ星で示す

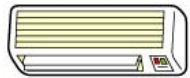
トップランナー基準を達成しているものがいくつの星以上であるかを明確にするため、星の下に矢印でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示



省エネ法に基づく多段階評価制度について

特定調達物品は多段階評価基準 以上

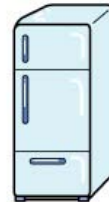
冷暖用
エアコン(*1)



多段階評価	省エネルギー基準達成率
	100%以上
	92%以上100%未満
	84%以上92%未満
	76%以上84%未満
	76%未満

基準を満足

冷蔵庫



多段階評価	省エネルギー基準達成率
	100%以上
	90%以上100%未満
	80%以上90%未満
	70%以上80%未満
	70%未満

基準を満足

*1: 冷房能力が4.0kW以下のものであって直吹き形で壁掛け形のもの

冷暖用エアコン(*2)
及び冷房用エアコン



多段階評価	省エネルギー基準達成率
	130%以上
	120%以上130%未満
	110%以上120%未満
	100%以上110%未満
	100%未満

基準を満足

ブラウン管
テレビ



多段階評価	省エネルギー基準達成率
	127%以上
	118%以上127%未満
	109%以上118%未満
	100%以上109%未満
	100%未満

基準を満足

*2: 直吹き形でウィンドウ形又はウォール形のもの及び冷房能力が4.0kW超のもの
ものであって直吹き形で壁掛け形のもの

液晶・プラ
ズマテレビ



多段階評価	省エネルギー基準達成率
	136%以上
	124%以上136%未満
	112%以上124%未満
	100%以上112%未満
	100%未満

基準を満足

平成18～19年度の
多段階評価基準

多段階評価基準は毎年4月1日改定が原則であるが平成19年4月には改定されない